

令和2年 第2回 安中市農業委員会会議録

1 開催日時 令和2年2月25日(火) 午前11時00分～午後1時31分

2 開催場所 安中市役所第305会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番	上原 正孝	2番	丸山 征二	3番	山田 茂
	4番	宮口 太郎	5番	森泉 壽義雄	6番	白石 隆
	7番	内田 忠雄	8番	磯貝 俊夫	9番	大沢 秀夫
	10番	上原恵美子	11番	橋本 一男	12番	武井 洋一
	13番	佐藤 恒雄	14番	飯野 優	15番	宇佐美幸雄
	16番	上原 見徳	17番	竹内 佳重		

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4 議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 5 議案第3号	農用地利用集積計画の承認について
日程第 6 議案第4号	農用地利用配分計画の意見について

6 農業委員会事務局職員

庶務兼農業振興係長	山田 幸則	農地係長	茂木 浩之
農地係	真下 貴光	農業振興係	小川 隆康

会議の概要

議長 ただいまから令和2年第2回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。
日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。
安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、それでは4番の宮口太郎委員・12番の武井洋一委員の両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。議案書の10ページをお開きください。

令和2年1月27日開催の第1回総会で許可相当の議決案件、農地法第3条関係2件、第5条関係27件につきましては、令和2年2月17日付で許可書を交付いたしました。

続きまして、11ページをご覧ください。現況証明の1月分の取り扱いについてですが、1件、1筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。

続きまして、A4、1枚紙、令和2年度第2回総会報告案件一覧をご覧ください。令和2年第1回安中市都市計画審議会が1月30日に安中市役所で開催され、竹内会長が出席しました。家族経営協定締結式を2月4日に安中市役所で開催し、竹内会長と安中市長立ち会いのもと、神宮推進委員と茂木推進委員が協定を締結しました。第9回ぐんま農業委員会女性ネットワーク通常総会が2月13日に前橋市公社総合ビルで開催され、上原恵美子委員が出席しました。群馬県農業会議の第11回常設審議委員会が2月17日に前橋市の農協ビルで開催され、竹内会長が出席いたしました。

報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議について議題といたします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年2月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は議案書1ページ記載の5件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

5 番。

5 番委員 5 番です。3 条の 1 番、この土地は譲り受け人の自宅の前にある畑であります。現状は耕作されておられません。譲渡人はこの受け人の隣に住む方で、高齢の女性のため、今後の耕作はできないという状況です。よって、所有権移転、問題ないと思います。

議 長 ほかにございますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。農地法第 3 条の 2 番、〇〇の、これは〇〇の土地でありまして、県道の西側の 4 反歩でございます。受け人、渡し人も同じ住所です。所有権の移転贈与ということでございます。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

続けてよろしいですか。それと、3 条の 4 番、5 番の関係ですけれども、先日現地調査で皆さんにご足労願った〇〇西側の信号の南側、1 枚入った畑ですけれども、面積とすれば 1, 194 平米。この土地については、私の前の農業委員の〇〇さんの時代にも転用、太陽光で転用が出た土地だと思えます。農振地区の該当した青地ということで、営農型太陽光発電、2 度目の申請でございますので、私とすれば〇〇のサカキを作っている人の営農条件がよければ特に問題はないのではないかと思います、委員の皆さんのご意見を頂戴して判断をしていただければありがたいと思います。

以上です。

それと、1 7 番とまたそれが 5 条の関係で関連すると思っておりますので、よろしくをお願いします。

議 長 1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。3 条の規定にかかわる申請の第 3 番ですが、農地法 3 条の調査書がついております。調査書のとおり、ほぼ問題ないと思っておりますので、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 2 番。

2 番委員 2 番です。事務局に確認します。2 番の案件で、農機の確保状況のところにも牛 5 頭という表記があるのですけれども、これをちょっと説明をお願いします。

す。余り聞きなれないので。

議 長 事務局。

事務局 2番委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

済みません。こちらは申請書に、農機の確保状況、所有農機ということで牛5頭というようなものがございましたので、そのまま議案書のほうに載せさせていただきます次第でございます。

議 長 よろしいですか。

2番委員 いいです。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

17番委員 それでは、私のほうから説明させていただきます。

4番と5番の案件については、きょう呼び出しが来ておりますので、その旨よろしく申し上げます。

議 長 ほかに意見ございますか。

委 員 なし。

議 長 なければ、お諮りいたします。

議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますますが、これに異議ございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から2番の2件、2班に3番から5番の3件、以上5件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案のうち番号27番は、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限規定に該当するため、番号1番から26番を案件1、番号27番を案件2として、2回に分けて審議します。

初めに、案件1を議題とします。番号27番を除く番号1番から26番までの案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 最初に、案件1のご説明を申し上げます。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年2月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

続きまして、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和2年2月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第2号、農地法第5条の申請は議案書2ページから5ページ記載の1番から26番までの26件、計画変更申請が議案書6ページ記載の2件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

案件1について意見のある方はお願いいたします。

14番。

14番委員 14番です。農地法第5条の関係の1番並びに5番、13番、17番、20番、25番、26番、順次説明したいと思います。

1番の〇〇の関係ですが、先日皆さんで現地確認をお願いいたしまして、これは〇〇の〇〇の西側、田んぼであります。太陽光発電用地ということで所有権移転、売買。この西側にも田んぼ用地できれいに起こしてある土地はあったと思うのですが、隣接地です。それは去年の前期の農転の関係で農振を除外にしてありまして、この土地について続けて分譲地と、並びに今回の地番が太陽光発電用地ということで、東側も公道がありますので、南側は県道のバイパスということで、周辺農地に特段影響はないと思いますので、問題ないと思います。

それと、5番目の〇〇、これは〇〇小学校の北側の低い線路との間に挟まれた土地で、非常に日照条件の悪い畑で、太陽光発電も、冬場はほとんど稼働する期間が短いのではないかなというふうに思います。特に周辺農地には、南側は公道がありますので、北側は信越線で問題はないと思います。

それと、13番です。これは現地確認のときに航空写真で確認していただきました〇〇の〇〇の側道の北側に当たる土地であります。これも去年の前期ですか、農振除外を受けた土地でありまして、面積的には1,900平米で非常に大きい土地なのですが、北側が山林、南側は〇〇の側道ということで、かみしもの土地についても特に問題はない土地だと思います。

それと、17番の先ほど3条に関係している〇〇の土地でございますが、営

農型の太陽光発電の一時転用で面積的には2.64平米ほどで特に問題ないと思います。

それと、20番の〇〇ですか、これは〇〇の東側、〇〇の北側の、幹線道路の北側で、〇〇のエリアには入っていない土地でございます。これも現地を皆さんで確認していただいて、周りがちょっと問題がある土地があるのですが、太陽光発電とすれば特に周辺農地には影響は与えないはずでありますので、問題ないかなと思います。

それと、25番、26番、これは〇〇の〇〇から〇〇に上る山の中の田んぼと畑で、筆数が25番、26番、多いのですが、南側が山林ということで、北側も公道、周りにこの土地を含めた農地はもうほとんどないということで、太陽光発電の売買でございますので、特に問題はないのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長 ほかにもございますか。

4番。

4番委員 4番です。農地法第5条関係の4番でございます。現地を確認したところ、露天駐車場ということで、受け人の会社のすぐ前ということで、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

それと、24番の案件でございます。この案件は、先日21日に皆さんに現地をご確認いただいた案件でございます。地元の委員といたしましては、前向きに考えておりますが、委員の皆様のご意見を参考に判断をしたいと思ひます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ほかにもございますか。

3番。

3番委員 3番です。農地法第5条の2番です。これは先日現地調査を行ったところでありまして、問題ないと思ひます。

それと、18と19番です。19番の場所は、国道18号の南にある〇〇のその南の〇〇をやっていた人が太陽光をやっています。その南側です。1段、1メートルぐらい下がっているかな、の場所です。そこは太陽光ということで、その18番がそのまた隣なのです。その場所も同じように下がっている場所で、畑とすると一番東になって、その東方が田んぼになっていま

す。田んぼも太陽光が一部というか大分入ってしまっていて、耕作放棄と言っては悪いけれども、ちょっとヨシが生えてしまったりしています。そういうところなので問題ないと思いますので、審議のご参考にしてください。

以上です。

議長 ほかにございますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第2号、農地法第5条の6番の案件ですが、こちらは周辺が既に太陽光発電が設置してありまして、周辺農地への影響はないと思われま

すので、ご審議の参考をお願いします。
続きまして、14番と15番とあるのですが、14番は〇〇神社、皆さんご存じだと思うのですが、〇〇神社のちょうど裏側になりまして、非常に日当たりの悪い畑で、周辺はもう完全に宅地化が進んでおりまして、周辺農地への影響、農地自体が周辺にないので、周辺農地への影響はないと思われ

れます。
15番、こちらは〇〇なのですが、こちらも今、宅地化がかなり進んでいる地域でありまして、この隣のところも今、違う不動産屋さんが宅地開発をしております。周辺農地への影響はないと考えられますので、審議の参考をお願いいたします。

議長 ほかにございますか。

12番。

12番委員 12番です。農地法第5条、16番です。転用目的は太陽光発電用地としての転用でございます。申請地は東側は道路を挟んで住宅がございます。北側は馬入れを挟んで住宅がある地形でございます。申請どおり許可しても他の農地に与える影響は問題ないと思われま

す。
それと、第5条の21番です。転用目的は物置用地ということでございますが、申請地につきましては、長年にわたり認識のないまま物置用地として一部利用していた土地でございます。国土調査により指摘を受けて判明したところでございまして、今後も同様の利用状況をせざるを得なくて、始末書をつけて是正のための申請ということでございます。これはやむを得ないものと考えておりますので、よろしくご判断のほどお願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

15番。

15番委員 15番です。議案2号の農地法第5条の申請にかかわる番号で言いますと8番、9番、10番、11、12番になります。8番の申請に対しては、先日皆さんに立ち会いをしていただきました。道路に面しておりまして、特に問題はないかと思えます。

それと、10番を皆さんに立ち会いしていただきました。9番、10番、11番、12番、全部隣接しておりまして、農地としても2種農地になっております。北側が崖というか土手になっておりまして、耕作と限定をしておりませんので、特に問題はないかと思えます。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

7番。

7番委員 7番です。5条の7番ですが、先日現地調査をさせていただいたところです。この土地の東側は農地、北側は塚、南側は道路という場所で、周辺の農地に影響はないと思えますので、よろしいと思えます。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号、案件1については、審査班に審査を付託したいと思えます。なお、審査班に付託した議案については、他の審査班と審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から7番の7件、あわせて計画変更1番と2番の計9件、2班に8番から15番の8件、3班に16番から26番の11件、以上合計28件を付託します。

次に、議案第2号、案件2、番号27番を議題といたします。

本件は、8番委員が農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限規定に該当するため、これを審議の間、8番委員の一時退席を求めます。

(8番委員退室)

議 長 それでは、番号27番について事務局の説明を求めます。

事務局 案件2のご説明を申し上げます。

議案第2号、農地法5条の申請は議案書5ページ記載の27番、1件です。

受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議 長 議案の説明が終わりました。

案件2、番号27番について、意見のある方はお願いいたします。

14番。

14番委員 14番です。農地法第5条の申請にかかわる番号27番、一番最後の案件です。

〇〇ということで、太陽光発電用地ということです。地目については雑種地の畑ということで853平米です。これは農業委員さんの土地だというおとで、過日現地を見てまいりました。〇〇神社前の西側については〇〇から〇〇へ行く公道があります。南側は住宅地、北側については1枚農地があつてまた住宅地、東側についても住宅地で、畑でございますけれども、盛り土が1メートルぐらい、公道と同じ高さにしてあります。特に周辺農地に及ぼす影響はないと見受けられますので、この農地については問題ないとは思いますが、

以上です。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 それでは、お諮りします。議案第2号、案件2、番号27番については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、3班に27番の1件を付託します。

ここで、8番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

(8番委員入室)

議 長 これより書類審査のため、暫時休憩といたします。

なお、再開は1時です。よろしく申し上げます。

(休憩午前 11 : 43)

(書類審査)

(再開午後 1 : 00)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、第4番及び5番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号、第4番及び5番の申請は関連しておりますので、一括して説明を求めます。

(4番・5番申請者入室)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

4番・5番申請者 きょうはよろしく願いいたします。私は、〇〇といいまして、〇〇さんの申請を主に担当している〇〇と申します。よろしく願いいたします。

4番・5番申請者 〇〇の〇〇のほうで、営農で主に原木シイタケ栽培をしております〇〇と申します。よろしく願いいたします。

4番・5番申請者 このたび太陽光発電事業の申請をさせていただきます〇〇の〇〇と申します。よろしく願いいたします。

4番・5番申請者 同じく株式会社〇〇の〇〇と申します。よろしく願いいたします。

議長 申請内容の説明をお願いいたします。

4番・5番申請者 今回の申請に当たって、場所が〇〇のところで、営農型太陽光発電の申請をやっています。下で耕作をしながら上で太陽光パネルを設置するというものでございます。作物については、サカキで申請をしております。以上です。

議長 説明が終わりました。何か皆さんのほうからご質問ございますか。

14番。

14番委員 14番です。ご苦労さまでございます。

〇〇さんにお聞きしたいのですが、〇〇の住所は〇〇ではなくて。

4番・5番申請者 〇〇で、現在シイタケの生産、販売を行っております。

14番委員 そうすれば、〇〇さんの。

4番・5番申請者 私の実の〇〇です。

14番委員 ですよ。〇〇さんですよ。

4番・5番申請者　そうです。

14番委員　作付作物の中で、シイタケが65平米という。

4番・5番申請者　これは大体概略です。というのは、実際にシイタケというのは原木シイタケですので、それを平米数にというので、最初わからなかったのですが、ほかの町で認定農家を受けたときに、それで算定というか、それをしてもらいました。

14番委員　普通原木の場合は本数で表示はしますよね。

4番・5番申請者　はい。大体今のところ8,000本強やっています。

14番委員　そうすれば、あれですよ。〇〇へ上る〇〇さん宅の。

4番・5番申請者　済みません、その〇〇さんという方がちょっと分からないのですが。

14番委員　〇〇だから〇〇の〇〇さんから南へ入って行って、基盤整備した〇〇の土地に上がりますよね。あの左側で〇〇さんの農地に楢木入れていますか。

4番・5番申請者　はい、入れています。

14番委員　わかりました。それで、あれですか、ピーマン、モロヘイヤ、里芋でありますけれども、〇〇の線路との間にも野菜を作っていますか。

4番・5番申請者　はい、そうです。

14番委員　それであれなの、借受・譲受人というところで、〇〇、ここに載っているのですけれども、それはどういった。

4番・5番申請者　〇〇が借りているところを自分が作っているという形です。

14番委員　そうしたら〇〇さんに行っているわけですか。

4番・5番申請者　〇〇というのではないのですけれども、自分が前は〇〇に住んでいました、一緒になったときに〇〇のほうの家と土地、それを全部処分しまして、それでとりあえずは〇〇のところに入りました。

14番委員　〇〇さんの実家に入って。

4番・5番申請者　そうです。

14番委員　わかりました。それで、サカキは初めてではないですよ。1,194平米栽培していますけれども。

4番・5番申請者　自分は初めてです。

14番委員　これから始める。新規栽培作物なのですか。

4番・5番申請者　はい。

14番委員　新しく始めるわけですか。

4番・5番申請者　そうです。

14番委員　その面積が1,194平米という。

4番・5番申請者　そうです。

14番委員　今まで栽培している面積ではないということ。

4番・5番申請者　そうです。

14番委員　技術的には問題はないわけですか。

4番・5番申請者　いろいろこれからお聞きして、それでやっていくつもりでいます。

14番委員　どこかのご指導があるわけですか。

4番・5番申請者　栽培指導という方をつけまして、指導しながら栽培していくということです。栽培指導に関しては、先月、〇〇の案件で申請をしたサカキの栽培指導の〇〇さんという方が指導するということになっています。

14番委員　ちょっと私、1月の総会にちょっと私用で出られないで、そのときにサカキの栽培の話が出たので、その兼ね合いで、そうすれば技術的な指導が、栽培は受けるということで、新規作物ということですか。わかりました。
以上です。

議長　ほかにございますか。

1番。

1番委員　このサカキの栽培ということで、そのほかピーマンとかいろいろな多角経営をされているのですけれども、やっぱりサカキは太陽光発電の下に植えるわけですか。

4番・5番申請者　はい、そうです。

1番委員　ホンサカキですか。

4番・5番申請者　ホンサカキです。

1番委員　サカキはいろいろ種類がいっぱいあるのです。ヒサカキとか、いろいろありますけれどもね。ホンサカキなのですね。

4番・5番申請者　ホンサカキです。

1番委員　伊勢神宮にあるサカキと一緒に思うのですけれども、サカキも需要も結構あるみたいですね。今これ栽培始めて、実際に市場に出すというのは大体何年ぐらいを考えているのですか。

4番・5番申請者　早くて6年。大体平均的に7年から8年かかります。

1番委員　どのくらいの苗を植えるのですか。

4番・5番申請者 約70センチぐらいです。

1番委員 ああ、そうですか。ホンサカキ、特にサカキは日向でもいいのですけれども、ホンサカキって、日に当たると葉っぱが真っ茶っ茶になってしまうのでだめなのですね。

4番・5番申請者 変わってしまうので。

1番委員 本当に日光要らないのですよね。ホンサカキは。日が当たるともう葉が茶色くなってしまいますよね。

4番・5番申請者 ええ。日が当たって商品価値がなくなってしまう。

1番委員 そうなのですね。栽培も結構、そんなに易しくはないみたいなのですけども、1反歩以上の大規模でやるみたいですけども、一生懸命頑張ってください。

4番・5番申請者 よろしくお願いします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 大変だと思いますけれども、一応このところ、先月も出たのですけれども、サカキのほう、大変だと思います。皆さんとよく協力し合ってやっていただければ本当にありがたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたしますと思います。

では、どうもご苦労さまでした。

4番・5番申請者 ありがとうございます。

(4番・5番申請者退室)

議長 ここで、審査班の意見を取りまとめるため、暫時休憩といたします。

(休憩午後 1:12)

(意見取りまとめ)

(再開午後 1:13)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 2番です。1班に付託されました議案第1号、農地法第3条の関係は、1番から2番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調

査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 6番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、3番から5番の3件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号のうち案件1、番号1番から26番に対する書類審査の結果について、各班の報告を求めます。

1班。

1班班長 2番です。1班に付託されました議案第2号、農地法第5条の関係は、1番から7番の7件と計画変更1番から2番の計9件になります。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2号各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 6番です。2班に付託された議案第2号、農地法第5条関係は、8番から15番の案件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全

て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 5番です。3班に付託された議案第2号、農地法第5条関係は、16番から26番までの11件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、24番を除く、ほかの案件については農地法第5条第2項に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

また、24番の案件については、審査班での結論を得ることができませんでした。そのため、連合審査をお願いしたいと思います。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号、案件1に対する質疑を行います。

ただいま班長報告の中、3班より、議案第2号、24番について連合審査の提案がありましたので、最初に番号24番を除く案件について質疑、採決を行い、続いて連合で24番を審議することといたしますが、これにご異議ございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、議案第2号のうち24番を除く案件に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号のうち24番を除く案件に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号のうち、番号1番から26番のうち24番を除く農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決しました。

次に、連合審査に入ります。議案第2号、24番案件について連合審査で審議をお願いいたします。

本案について意見のある方はお願いいたします。

2番。

2番委員 2番です。この案件は、全員で現地を調査した案件であります。こちらの現地の下流に当たる部分に現在、自己管理の状態ですけれども、耕作されている農地がありますので、その上段に太陽光を設置するというのは不適切であると判断します。

議長 ほかにございますか。
1番。

1番委員 1番です。今2番委員さんからそういう意見あったのですけれども、私はそうではなくて、太陽光も一つの国策事業のようなものなのですよね。政府でも奨励していますし、すぐ下の田んぼも保全管理は、草を刈ったりしてありますけれども、恐らく耕作しないような感じだと思うのです。5番委員さんの意見にもありましたけれども、そういうことで太陽光も政府でも指導というか奨励していますので、私は許可を出してもいいのではないかと、そう思います。
以上です。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ないようですので、連合審査の意見を取りまとめます。
暫時休憩。

(休憩午後 1 : 19)

(意見取りまとめ)

(再開午後 1 : 21)

議長 再開します。
ほかに何か意見ございますか。

委員 なし。

議長 ないようですので、連合審査をとりまとめます。
許可相当とする委員が4、不許可相当とする委員が12ですので、不許可相当とする意見が多いようです。
これより議案第2号、24番に対する質疑を行います。ございますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
これより議案第2号、24番に対する採決を行います。

本案に対する連合審査の結果は、不許可であります。

お諮りします。不許可とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手多数。

議長 多数でございます。

よって、議案第2号、24番の案件、農地法第5条の規定による許可申請については、不許可とすることに決定いたしました。

次に、議案第2号、案件2、番号27番に対する議案審議に入りますが、本件は8番委員が農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限規定に該当するため、これを審議の間、8番委員の退席を求めます。

(8番委員退室)

議長 それでは、議案第2号、案件2、番号27番の書類審査結果について、3班の報告を求めます。

3班班長 5番です。3班に付託された議案第2号、農地法第5条関係、案件2は、27番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号、案件2に対する質疑を行います。ありませんか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号、案件2、27番に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、案件2、番号27番、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

ここで8番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

(8番委員入室)

議長 次に、日程第5、議案第3号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和2年2月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書7ページから8ページ記載の21件です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたら願います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用配分計画の意見についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され、意見を求められましたので、審議願いたい。

令和2年2月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積配分（案）は、議案書9ページ記載の4件です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等があったら願います。ないですか。

委員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
 お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。
委 員 挙手全員。
議 長 挙手全員であります。
 よって、議案第4号、農地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。
 以上で議案審議は全て終了いたしました。
 これをもちまして令和2年第2回安中市農業委員会総会を閉会いたします。
 慎重審議をいただき、ありがとうございました。

時に午後 1時31分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和2年2月25日

安中市農業委員会会長

4番委員

12番委員